

平成三十一年二月十五日提出  
質 問 第 四 六 号

櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣がオリンピック憲章を  
読んでいないことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣がオリンピック憲章を

読んでいないことに関する質問主意書

本年二月十三日の衆議院予算委員会の答弁において、櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、「オリンピック憲章」を読んでいないことを明らかにしました。

日本オリンピック委員会のホームページによると、「オリンピック憲章は、国際オリンピック委員会（IOC）によって採択されたオリンピックズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したものです。憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるものです。」とあり、オリンピック競技大会の憲法のような存在であります。

一方、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、内閣総理大臣の命を受けて、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることを職務として設置されています。

オリンピック憲章がオリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、大会の開催条件を定めたものである以上、大会の準備及び運営に関する施策の推進に関して内閣総理大臣を助けることを職務と

する担当大臣は、オリンピック憲章を踏まえて職務を行う必要があり、オリンピック憲章を読んでいなければ務まらないものと考えます。

そこで、政府の見解を伺います。

一 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、就任するに当たって、オリンピック憲章を読み、その根本原則、規則、付属細則を理解しておく必要があると思いますが、政府はその必要があると考えていますか、政府の見解を伺います。

二 櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣がオリンピック憲章を読むこともせずに担当大臣を続けていたことについて、政府としてどのように考えていますか、政府の見解を伺います。

三 過去の四名の担当大臣は就任するに当たって、オリンピック憲章を読んでいたでしょうか。就任した後にも読むことなく退任した担当大臣がいたら明らかにされたい。また、読んでいる場合、いつの段階で読んだのか明らかにされたい。

右質問する。